

農業近代化資金の金利 * 認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率

令和3年4月19日改定

| 対 象 | 償 還 期 間 | 実質負担利率 |
|-----|-------------|--------|
| | 9年以下 | 0.16% |
| | 9年を超え10年以下 | 0.18% |
| | 10年を超え11年以下 | 0.19% |
| | 11年を超え12年以下 | 0.21% |
| | 12年を超え13年以下 | 0.23% |
| | 13年を超え15年以下 | 0.30% |

(注1)

「認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率」とは、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月1日16経営第8870農林水産省経営局長通知）第3の4の(1)に定める、助成後に認定農業者等が実際に負担する利率をいう。

(注2)

認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率の水準は、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付利率と同水準。